課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		「状況報告 €績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	環境教育推進事業	1 くまもとの木育団体育成事業 ① 育成段階(初期) 県産木材を使ったものづくり体験など木育の 取組に要する経費 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求 するための取組でないこと。 ② 育成段階(中期) 以下の基準をすべて満たし、①の取組を県内 全域において実施する場合に要する経費 〈採択基準〉※ ア 地域数及び回数 県広域本部管内4地域のうち、2地域以上 実施すること。 イ 開催規模 各回概ね100人以上に、ものづくり体験を 提供すること。 ウ 木育の取組実績 過去3年間において、①の補助事業の実施 又は木育に関する県委託事業の受託の実績 を有すること。 ※ 災害等により、特定の地域、人数での開 催ができない場合を除く。	完了の日又 は3月31日 まで	トラクターが所属する木育の取	500千円) ②定額(上限	要部分 (事業内容)	無	要	(実績報告) 事業完了時	[実績報告]事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	環境教育推進事業		日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま	ラクターが所属する幼稚園、保 育所、中学校等を設置している 学校法人、社会福祉法人等	ただし、補助 金上限500千 円とする。ま た、机と椅子 については1 人分各5千円	1 補助対象事業の主 要部分(導入品目)の 変更 2 補助金額の変更 (入札による減額を除 く)	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日
			T		を上限とする また、それ以 外の木製品に ついては、15 万円を上限と する					
		3 くまもとの木づかい推進事業 地域において、県産木材の需要拡大を目的に 行う消費者調査、講習会の開催、木工教室の 開催、啓発パンフレットの作成その他の普及 啓発に要する経費並びに木材の生産から消費 までに関する団体等による各種活動の支援に 係る経費	交付決定 の付着の が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	各地域の木材需要拡大推進に取り組む協議会	2分の1以内	補助金額の変更	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認		f状況報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	り人材育成事業	1 林業労働力確保支援センター活動支援事業 支援センター業務を実施するにあたり必要 な管理経費 事業推進費等に要する経費 2 林業労働力確保支援センター事業 (1)広報活動 新規参入促進のための広報誌作成・相談 活動、就業促進フェアへの参加等に要する 経費 (2)改善計画作成指導 労確法に基づく改善計画の作成指導及び 認定事業体のフォローアップ等の指導・研修会等に要する経費 (3)新規就業者支援事業 新規就業者の就業産業にのための巡回相談、意見交換会の実施等に要する経費 3 林業担い手研鑽事業(林業技能競技会の実施等) 林業従事者による伐倒・枝払い、森林評価、高性能林業機械の操作等に関する技能競技会の実施等に要する経費 4 林業担い手就党環境改善支援事業 造株・保育作業従事者の負担に要する経費 4 林業担い手が実である経費 4 林業担い手が実である経費 5 林業相かる場合における当該補助に要する経費	ら事業完了 の日又は 3	公益財団法人熊本県林業従事者 育成基金 (熊本県林業労働力確 保支援センター) 4 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業労働力確 保支援センター) 【事業主体】 林業事業体 5 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者	内 4 定 変 ま 10 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	補助金額の変更	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	女 要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日
		コストカットや生産性・収益性同上などの取 組みに要する経費		公益財団法人熊本県林業労働力確 育成基金 (熊本県林業労働力確 保支援センター) 【事業主体】 認定事業体	定額(ただし、 事業体 1 社あ たり上限 200 万円以内)					

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	2 豊かな森林づくり人材育成事業	6 林業技能向上促進事業 (1)林業技能検定の受検に要する経費 (2)林業技能検定を受検する者を対象とした 研修会開催に要する経費	4月1日か ら事業又は3 月 31 日ま で	6 (1) 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業労働力確 保支援センター) 【事業主体】 林業事業体、公益財団法人熊本 県林業従事者育成基金 (2) 公益財団法人熊本県林業従事者 育成基金(熊本県林業労働力確 保支援センター)	6 (1)定率 (2分の1以 内) (2)定額 (上限150万円 以内)		有 (第9条第2 項第 3 号該 当)			〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	光海は少くはく	を受講する給付金受給希望者のうち支給条件を 満たす者に対して支給する就業準備給付金(月額12.9万円以内)及びその支給に要する経費	交日決承らの月で で 日決 承らの月で	公益財団法人熊本県林業労働力確保支援センター)	10分の10以内	補助金額の変更	無	要	「実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の		状況報告 績報告
				る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	要否	報告時点	報告期限
林業振興課	4 くまもと県産 材需要拡大総合 推進事業	(1) 木材産業強化育成対策事業 木材業・製材業の育成強化を図るため、木材 の普及推進による、需要拡大、JAS 製品の普及、		一般社団法人熊本県木材協会連	(1)、(2)、 (3) 定額	事業費の30%以上の増減	無	否	事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の
H/K			の日又は 3 月 31 日ま		(4)、(5) 2分の1以内					いずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	5 特用林産物流通促進事業		決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	2 【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合連合会、農業協同組合 法人及び生産者等の組織する団 体等	補助事業者:10 分の10以内た	30%を超える減 (2)事業主体の変更 (3)補助対象経費の30% を超える増減	1 有 (第9条第	安 1 否 2 要		〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	
課名 林 業 振 興 課	事業名 6 特用林産物施設化推進事業	補助対象経費  熊本県森林・林業・木材産業基本計画に定 める主な作目(しいたけ、たけのこ、竹材、 木竹炭、きくらげ類)及びその他必要と認め られる作目の振興対策に関する以下の取組に 要する経費、もしくは、当該経費に対して補 助する場合における当該補助に要する経費  ◇事業区分 1 加工・流通・衛生管理施設の整備 2 安定生産施設整備 3 原木しいたけ種駒購入  <採択基準> ◇事業区分1~2 ① 施設等の規模・構造が利用計画・受益の 範囲等からみて適切なもの ② 林業者の組織する団体においては受益戸 数3戸以上	期間 交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3	る場合はそれぞれ表示) 【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合連合会、農事組合法人及び林業者等の組織する団体等	補助金額 10分の3以内 【事業主体へ の間接補助の 場合】 補助事業者:10 分の10以内た	1. 補助金額の増又は 30%以上の減 2. 事業主体の変更 3. 補助対象事業の主要 部分(施設・事業実 施個所)の変更	適用除外の	申請の	報告時点 〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越 を行う場合は 3月31日	報告期限 [実績報告] 事業完了の日 から30日を経
		<ul> <li>③ 事業規模は30万円~300万円 ◆事業区分3</li> <li>① 原木しいたけ栽培に新規参入する者(後継者を除く)が購入するものを対象とする</li> <li>② 年間植菌数が20,000個以上で、かつ生産計画等が適切なもの</li> <li>③ 参入時(1年目)及び2年目の植菌に要するもの</li> </ul>			(なお、市町 10 分の1 以上、 ただもない。 はなない。 はないでは、 もないでも、 はないでも、 はないでも、 はないでも、 もないでも、 もないでも、 もないでも、 もないでも、 もないでも、 もないとも、 もないとも、 もないとも、 もないとも、 もないも、 もないとも、 もないともないともないともないともない。 もない。 もないともないともないともない。 もないともないともない。 もないともないともないともないともないともないともないともない。 もないともないともないともないともないともないともないともないともないともないと					

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	7 林業·木材産業 振興施設等整備事業	市町村等が、以下の区分による事業を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費事業費 (1) 高性能林業機械等の整備 (2) 特用林産振興施設等の整備 (3) 木材加工流通施設等の整備 (4) 木造公共建築物等の整備 (5) 木質バイオマス利用促進施設の整備 (6) 付帯事業 (1) ~ (5) の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動等  第2期熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会が、以下の事業を行う経費 協議会構成員に対して、中小企業診断士等による経営指導、セミナー・講習会等開催及び例規集配布等	交日決承らの月まで付手か了3ま	市町村 ※熊本市に所在する事業主体 にあっては、事業主体 【事業主体】 (1)市町村、森林整備法人等、 育成経営体	だし、事業主 体に係る補助 対象経費の 2 分の 1 以内を 限度とする	ず木口仕の友文	無	要	を行う場合	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変	更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	8 市町村営林道開設事業		交の事の月で付日業又日31日まで		1 域村る10以 地も00内 そ域の 100 内 地整付間用は生め間 1 補(の1以 以 地・100 内 地整付間用は生め間 1 補(の10内 大備金融す、計る内又助た補の内のは 分 方備金融す、計る内又助た補の内の 創推の通る地画事では率だ助分のは 1 のる 46 生進年を場域に業上2以、率の地山係 1 のる 46 生進年を場域に業上2以、率の	定では助金変更	1	無	要	<b>事来元</b> 1 版	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
林 業 振 興 課		市町村が林道のトンネルや橋梁等の点検診断、補強及び更新等を実施するのに要する本工事費、付帯工事費、測量及び試験費の合計額	交付決定の日から日から日から日から日から日から日から日まで		2 分の 1 以内	事業費又は補助金額の変更	有無 無		〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変	更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	10 市町村営林道改良事業	<b>事未に安りる経賃(上事推賃、事伤椎賃は</b> 体へ)	交の事の月で 付日業又目 131 で		林道改良事業 1 幹線 100分の51以内 2 その他 100分の31以内  林道舗装事業 1 幹線 100分の51以内 2 その他 300分の103以内	線ごと の補助 金額の 変更	<ol> <li>施行箇所の変更</li> <li>施行位置工種の変更</li> <li>施行の変更</li> <li>がと長のの30%を必必</li> </ol>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越 を行う場 3月31日	「実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	11 単県林道事業	事業に要する経費(工事雑費、事務雑費は除く)	交の交前認ら了は日付日付着の事の3ま決又決手日業日月で		改良、舗装、林道化促進事業に係るもの10分の4以内	1 施行路線ごとの補助金額の変更 2 施行箇所の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰合 を行う場 3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日

				補助事業者等 (補助事業者		補助率		交付決定前	事業計画	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	と事業主体が 異なる場合は それぞれ表示)		又は 補助金額	計画変更 申請要件	着手承認の 適用除外の 有無	承認申請の要否	報告時点	報告期限
林業振興課	12 過年林道災害復旧事業	林 設費定法法第規災とに実要農災国措律和152 環の当の治 機災国措律律 2 定害す掲施す林害庫置施 2 2 定、うと	決定前着手から事又はまで の月31日まで		部分に対する補助会額に相当する部分に対する補助会額に相当する部分にア奥地幹線林道に係るものイーリークその他の林道に係るものエーリー(2)激甚災害を受けたかわらず、激甚災害人の災害林道につい及び災害関連事業との(以び災害関連事業とび災害復旧事業及び災害に乗じて得た額を表して得た額を表して得た額を表して	内 、 その他 2分の1以内 のうち法第3条第3項の規定により高率補助となる を交付の比率は、災害復旧事業費のうち政令で定める こつき、上記にかかわらず下記の区分による 該当部分の10分の9  該当部分のうち政令で定める額に相当する部分については10分の10 該当部分のうち政令で定める額に相当する部分については100分の85  林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にか害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に対処するための特別の財政援助等に関する法律に150号)第5条第1項の政令で定める市町村の区域いてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費費の合計額から暫定措置法による補助額を差し引いり項において「通常補助控除額」という。)が、当該災害関連事業に係る林道の総延長のメートル数を180円置える当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メー補助控除額に対し10分の9以内とする	経費 株 (1) 変 施の (2) との する額 (2) との を 関 (3) のする額 (3) のする額 (4) 変 施の変 を 趣るる (5) のすれる (5) のすれる (6) の (6) の (7) の (7) の (8) の (8) の (9) の	無	否	[実績報告] 事業完了時 ただし、繰越 を行う場合 は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の 日から 20 日 を経過した 日

	補	甫助対象	補助事業者等 (補助事業者と		補助率	計画変更	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実施	
課名 事業名 有	補助対象経費	期間	事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)		又は 補助金額	申請要件	適用除外の 有無	申請の要否	報告時点	報告期限
振興課 選	本 本 を は は に に に に に に に に に に に に に	日日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	市町村	助となる部分に対で定める額に相当 ア奥地幹線林道に係るもの	業のうち暫定措置法第3条第3項の規定により高率補する補助金交付の比率は、災害復旧事業費のうち政令する部分につき、上記にかかわらず次の区分による当該部分の10分の9  当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については10分の10  当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については100分の85  た林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にから害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第150号)第5条第1項の政令で定める市町村の区域内いてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費及その合計額から暫定措置法による補助額を差し引いたこおいて「通常補助控除額」という)が、当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を180円に乗じ当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メートル当除額に対し10分の9以内とする	経費 は (1)変 施の%額額 事 様 (1)変 施の%額額 事 様 (1)変 施の%額額 内 施 販 行事にを又 容 設 行事にを又 容 設 行 でののの趣すら 簡 しょう で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	無	否	林道た設 (実業 に う) は 31 日 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	を経過した 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	
林業振興課	生産性強化対策事業	林業・木材産業生産性強化対策事業 合板・製材・構造用集成材等の木製品の競争力 を高めるため、市町村等が以下の区分による事 業を行う経費、もしくは、当該経費に対して補 助する場合における当該補助に要する経費 (1)木材加工流通施設等整備 (2)品目転換施設整備 (3)高度加工処理施設整備 (4)ストック強化 (5)木造公共建築物等の整備 (6)高性能林業機械等の整備 (7)特用林産物省エネルギー化施設等整備 (8)木質バイオマスエネルギー転換促進対策 (9)付帯事業 (1)~(4)の施設整備の効果的かつ円滑な実施 を図るために必要となる調整活動等 ※工種又は区分の詳細は、合板・製材・集成材 国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の 別表1を参照	決定前着手 承認日から 事業完了の 日又は3月 31日まで	※熊本市に所在する事業主体 にあっては、事業主体 【事業主体】	内 ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2 分の 1 以内 を		無 無	·	ただし、繰越 を行う場合は 3月31日	[実績報告] 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行	
WK- H	7 / 1	III AAA TAA	期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額	H M & X I H X II	適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	14 林業・木材産業生産性強化対策事業			(8)市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等(9)上記(1)~(4)の事業実施主体						

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
林	15 林業・異業種連	建設業、造園業、観光業等の異業種から林業	交付決定の	・ 林業労働力の確保の促進に	1	補助金額の増又は 30%	無	要	〔実績報告〕	実績報告〕
業	携促進対策事業	への参入を促進し、多様な林業担い手として労	日又は交付	関する法律(平成8年法律第	定額	以上の減			事業完了時	事業完了の日
振		働力の確保を図るために行う次の取組みに要す	決定前着手	45号) 第5条に基づき知事認						から30日を経
興		る経費	承認の日か	定を受けている林業事業体	2					過した日又は
課			ら事業完了	(認定事業体)	2分の1以内					3月31日のい
		1 連携会議の設置・運営のための経費	の日又は3	・ 効率的かつ安定的な林業経						ずれか早い日
		2 山のしごとづくりの推進のための経費	月 31 日ま	営や林業経営の継続性の確保	3					
		3 林業技能研修受講のための経費	で	を目指す林業経営体として、	定額(旅費の					
				林野庁長官が定める考え方に	み)					
				則って知事が選定した林業経						
				営体 (熊本県版育成経営体)						

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 [績報告 報告期限
林業振興課	16 竹たけのこ生産 支援事業	は、当該経費に対して市町村が補助する場合に おける当該補助に要する経費 (1) 竹林整備計画作成 (2) 竹林整備	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は3	市町村、広域団体 【事業主体】 森林組合、生産森林組合、森林 組合連合会、農業協同組合、農 業協同組合連合会、農事組合法 人、竹産業振興会の構成員、伐 竹事業者、林研グループ、NPO 法人、林業者等地域住民の組織 する団体	10 分の 10 以内 ただし、事業 主体に係る費の 補助金額とする (1) 定額(上限 500千円) (2) 補助分の 1 以内 (3) 定額400円/m (200m/haを 上限) (4)(5)(6)(7) 補助分の1以内 の2分の1以内	1 補助金額の増及び 30%を超える減 2 事業主体の変更 3 補助対象経費の追加及び廃止 4 補助対象経費毎の 30%を越える増減 5 事業実施個所の変 更	無	要	(実績報告) 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

調	果名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	
	I.I.		A second distribution of the second s	A 5. 0 5 4 1	FLAnt -+ No de Y	0.00 = 4.00.1	- IANI ART - THE			( / 4 4 )	
		17 きのこの生産資	きのこの次期生産に必要な生産資材の高			2分の1以内	1 補助金額の変更	有	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
	業	材高騰対策事業	騰に伴い増加した経費				2 事業主体の変更	(第9条第2			事業完了の日
	振			年3月31日ま				項第3号該		ただし、繰越	
	興				合会、生産森林組合、農業協同組		加又は廃止	当)		を行う場合は	
Ī	課				合、農業協同組合連合会、農事組	上限とする					3月31日のい
					合法人及び民間事業者	A to the second					ずれか早い日
				月 31 日まで		なお、きのこ					
						生産に係る経					
					取組実施者を取りまとめる市						
					町村、森林組合、森林組合連合						
					会、生産森林組合、農業協同組						
					合、農業協同組合連合会、農事組						
						いては、10分					
						の7以内					

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	18 林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業	効率的かつ安定的な林業経営のための高性能林業機械の導入(リース)に要する経費。	又は交付決定 前着手承認の 日から事業完	林業経営の継続性の確保を目指 す林業経営体として、林野庁長	ただし、導入する機械が林業用四輪駆動がソプトラックの場合は1/4以内。	・事業内容の変更	無	要	を行う場合は	〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	19 くまもとの木を 活かす木造建築物 等推進事業	事業主体が行う次の事業に要する経費 1 県産資材提供事業 ①県産資材提供事業 住宅の新築等を行う工務店等に対して、下記の建築資材を無償提供することに要する経費 (1) 県産木材 (2) 県産縁化木 ②顔の見える木材での家づくり事業 ①木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等が行う県産木材の良さを感じてもらうための効果の高い産地等見学会実施に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 木を活かした景観づくりを目的として、地域協議会等公共性が高いと認められる団体が設置する県産木材を使った案内板、標識、外構施設、ベンチ等の新設又は補修に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 3 木製塀普及促進モデル事業 地域協議会等公共性の高いと認められる団体や県内の幼稚園・保育所等(市町村立のものを除く)が行う県産木材を活用した木製塀設置に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費して補助する場合における当該補助に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業又は31日で	①県産資材提供事業	1 ② 【の場前額だ体50 2 【への補定た体10る 3 【への補定た体50で事間合事 した円 額業接】業 しりと 額業接】業 しりと 額業接】業 しり円 額業接】業 しり円 額業接 】 ままれまれまれまれまれます。 はり と まれまれまれます。 はり と まれまれます。 はり と まれます。 はり と まれます。 はり と はい と		有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	否	[実績報告] 事業完了時	「実績報告〕 事業完了の日 から1か月を は3月31日の いずれか早い 日

-m /	, <del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>	14 ro 21 12 12 12 14	補助対象	補助事業者等	補助率	3	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
課名	事業名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	対策事業	(1) 供給体制安定化事業 熊本県樹芸農業協同組合が実施する生産指導体 制の整備及び流通体制の整備等に要する経費 (2) 広報・販売体制強化事業 熊本県樹芸農業協同組合が実施する広報活動や 販売体制の強化に要する経費			(1)定額 (2)補助対象 経費の2分の1 以内	補助金額の変更	有(第9条第2項第3号該当)	(2)要	[実績報告] 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 3月31日のい ずれか早い日

am 6	N/4. 61	LAND U. C. COT TO	補助対象	補助事業者等	補助率		交付決定前 着手承認の	事業計画承認		状況報告 績報告
課名	事業名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林	21 くまもと間伐材	間伐材を素材市場や製材工場等へ出荷した森			10 分の 10 以	事業費の30%以上の増	有	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
業	安定供給対策事業	林所有者等に対して、当該森林が所在する市町	ら事業完了	市町村	内	減	(第9条第2		事業完了時	事業完了の日
振		村が間伐材流通に要する経費に対して補助する			ただし、		項第 3 号該			から1か月を
興		場合における当該補助に要する経費		森林経営計画の認定を受けた森			当)			経過した日又
課			で	林所有者等、森林所有者と間伐						は3月31日の
				材出荷に係る委託契約を締結し						いずれか早い
				た森林組合、「林業労働力の確保						日
				の促進に関する法律」に基づき	する					
				知事の認定を受けた事業体、「く						
				まもとの森林を守り育てる林業						
				経営体」の選定要領に基づき認						
				定を受けた経営体	荷した場合					
					は、上限1,700					
					円/㎡、製材工					
					場等に直送し					
					た場合は上限					
					1,200 円/m³と					
					する					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	(補助事業者と事業主体が異か)	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行状況報告 及び実績報告	
WK H	7 // 1		期間		補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
林	22 林業生産性向上	1 新技術導入支援	交付決定の	<ul><li>林業労働力の確保の促進に関</li></ul>	1 2分の1以	・補助金額の増又は	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
業	物価高騰対策事業	「業務改善計画」の実施に必要な、森林資源	日又は交付	する法律(平成8年法律第45	内	30%以上の減			事業完了時	事業完了の日
振		情報の管理や木材の生産・流通における低コス	決定前着手	号) 第5条に基づき知事認定を	2 2分の1以	・事業内容の変更				から 1 か月を
興		ト化や省力化を図るための新技術の導入(購	承認日から	受けている林業事業体。	内(上限500					経過した日又
課		入・レンタル) に要する経費	事業完了の	・効率的かつ安定的な林業経営	万円/台)					は3月31日の
		2 林業機械導入支援(購入)	日又は3月	や林業経営の継続性の確保を						いずれか早い
		「業務改善計画」の実施に必要な、生産性向	31 日まで	目指す林業経営体として、林						B
		上や省力化に取り組む林業事業体が新技術を活		野庁長官が定める考え方に則						
		用した木材生産等を行うための林業機械の導入		って知事が選定した林業経営						
		(購入)に要する経費		体(熊本県版育成経営体)。						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	了状況報告 経績報告
				る場合はてれてれ表示) 相助金額	有無	の安告	報告時点	報告期限		
林	23 ICT 技術活用促	施業の集約化・効率化や木材生産情報の共有	交付決定の	・林業労働力の確保の推進に関	2分の1以内	・補助金額の変更	無	要	[実績報告]	[実績報告]
業	進事業	等のための、以下のソフトウェア導入に要する				・事業内容の変更			事業完了時	事業完了の日
振		経費。		第 5 条に基づき知事認定を受け					<b>事未</b> 儿 1 时	から30日を経
興				ている林業事業体						過した日又は
課		①施業提案ソフト		・効率的かつ安定的な林業経営						3月31日のい
		②木材検収ソフト		や林業経営の継続性の確保を目						ずれか早い日
		③日報管理ソフト		指す林業経営体として、林野庁						7 4 0 13 1
			で	長官が定める考え方に則って知						
				事が選定して林業経営体(熊本						
				県版育成経営体)						

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	(補助事業者と事業主体が異か	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行状況報告 及び実績報告	
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
林業振興課		林業事業体が主体的に行う経営力強化に向けた新たなビジネスモデル構築に必要な施設の整備に要する経費。	日又は交付	組合法人 (特用林産分野に限る)、地域材 (竹材含む)を利用する法人		・補助金額の変更・事業内容の変更	無無		[実績報告] 事業完了時 ただし、繰越 を行う場合は 3月31日	[実績報告] 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	
林業振興課	築物推進事業(都 市の木造化推進モ デル事業)	熊本県内で実施する非住宅・中大規模 (3階建以上かつ延べ面積300m2超)の木造建築物の整備に要する以下の経費 (1)設計費 (2)建設工事費 (3)普及啓発費 (現地見学会等) ただし、(1)~(2)については、木造建築物の躯体に係る経費のみを対象とする。	交日決承らの月まければ前の業又131で		定た対件500 るなつ象の度まつ助1限るに象ある。ない経1とまい対件500 に乗り円(はの内る(3)、乗り円(はの内る(3)、乗りとり、2を。)、乗りとり、2をに割りとの方のでは、乗りとの方のでは、乗りと		無	要	ただし、繰越 を行う場合は 3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な		計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認申請	及び宝:	
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額			の要否	報告時点	報告期限
林業振興課		市町村等が、被災した木材加工流通施設等の復旧・再整備等を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	月 10 日か	市町村及び広域団体 ※熊本市に所在する事業主体 にあっては、事業主体	2分の1以内	<ul><li>事業主体の変更</li><li>補助金額の増減を 伴う変更</li></ul>	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)		〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰合 を行う場合は 3月31日	[実績報告] 事業完了の日から20日を組 3月31日のい ずれか早い日